

佐敷小学校運営協議会実施要項

(設置及び目的)

第1条 南城市学校運営協議会規則（令和3年南城市教育委員会規則第8号）（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき、本校に「南城市立佐敷小学校 学校運営協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

2 この実施要項は南城市学校運営協議会運営要綱（以下「要綱」という。）第1条の規定により、協議会の運営のために必要な事項を定めることを目的とする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第2条 協議会は、規則第4条に規定する学校運営に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）について校長から提示があった時には、協議し適当と認めるものについては承認するものとする。

(職員の採用その他の任用に関する意見の取扱い)

第3条 協議会が、職員の採用その他の任用に関して、南城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して述べる意見については、特定の個人に係るものを除くものとする。

2 協議会は、職員の採用その他の任用に関して沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取のうえ、校長を経由して教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。

(学校運営等に関する意見の取扱い)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に意見を述べることができる。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、学校運営の全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。なお、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長に意見を聴取のうえ、教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。

(住民参画促進のための情報提供)

第5条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に係る協議結果に関する情報を、学校の所在する地域住民、学校に在籍する児童及び生徒の保護者その他の関係者等に積極的に提供するよう努めなければならない。

(組 織)

第6条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、7名とする。委員は、次の各号に掲げる者の中から構成する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民

- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者
- 2 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- 2 委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び学校運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第10条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、年2回以上開催しなければならない。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第5条第1項又は第2項の規定による意見の申出に関する議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。
- 5 協議会の議事について個人的に利害を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しないものとする。
- 6 協議会の議事については、次の事項を記載した議事録を第13条に規定する事務局が作成するものとする。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名

- (3) 議題
- (4) 協議内容
- (5) 議決事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

7 議事録は、会長の確認を得たうえで、会議資料とともに保存するものとする。

(会議の時期等)

第 11 条 会議は、年 2 回以上開催するものとし、開催時期は特段の事情がない限り概ね次のとおりとする。ただし、会長が会議の開催が必要と判断した場合はこの限りではない。

- (1) 第 1 回 4 月～7 月
- (2) 第 2 回 7 月～12 月
- (3) 第 3 回 12 月～3 月

2 会議においては、以下のことについて協議するものとする。

- (1) 当該年度の学校経営計画に関する事項
- (2) 当該年度の取組みの進捗状況に関する事項及び取組みの改善に向けた事項
- (3) 当該年度の学校による取組みの自己評価を踏まえた学校関係者評価に関する事項
- (4) 次年度の学校運営の基本的な方針

3 協議会は、会議の円滑な運営のために、必要に応じて、資料の提供、授業見学及び保護者への意見聴取の機会を学校に求めることができる。

(会議の公開)

第 12 条 会議は原則公開とし、学校ホームページにおいて、開催通知及び議事録を公開するものとする。

- 2 協議内容が個人のプライバシーに関する情報等の場合は非公開とする。
- 3 会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと会長が判断する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第 13 条 協議会の庶務を行うために、事務局を置く。

- 2 事務局の長は教頭とし、その他の事務局員は校長が任命する。

(補則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

事務局

教頭